

6月の定期大会を目前に控え、JR東労組では、一部の地方本部（地本）執行委員長らの「制裁申請と執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置」を決定したようだ。「緑の風FAX版No.127（5月9日付）」によれば、「第19回中央執行委員会決定事項 指令43号 黒澤純一君、阿部正明君、金井正明君の制裁申請と執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置について」と題し、水戸・東京・八王子の3地本の執行委員長に対する制裁申請等について、全組合員に周知徹底するよう要請している。

またしても定期大会の直前、JR東労組の内部はどうなっている！ 3地本執行委員長の活動規制とみせしめ処分へ？ 3委員長（水戸・東京・八王子）を「制裁申請」、全組合事務所及び組合施設への立ち入り禁止

指令43号によると、3地本執行委員長は、「①第45回定期中央委員会で否決された春闘方針をそれぞれの各地方委員会で地本の方針とし提起して方針化し、組合の決議に違反した。②中央本部の許可もなく3地本名で職場討議資料の発行、要請書及び質問状の発出、見解の発出を行った。③討議資料の中に「パラノイア（偏執病）」と記述し、自らの主張に沿わない中央本部、地方本部に対し、誹謗中傷を行った。④討議資料に虚偽の事実を記載し、組合員の権利としての批判の自由を超え、組織に混乱をもたらした。⑤職場討議資料をHPで公開し、組織内外の不特定多数が閲覧できる状態をつくり、「真実の声」等による組織介入を助長した。また、一部の討議資料を他の地本・支部に数回におよび一方的に郵送し、組織に混乱をもたらした。⑥2019年5月8日に3地本連名で「再回答書」を発出し、中央本部指令第41号に違反する行為をした」と今回の決定の理由が記されている。

そして3名に対し、①第38回定期大会へ制裁申請を行う、②「組織運営上重大な支障がある」と判断し（略）緊急措置として執行権を停止する、③規約第13条(3)を停止する、④中央本部の許可無く、全組合事務所及び組合施設への立ち入りを禁止する、ことを決定。そして⑤各地方本部は、各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する、としている。

【規約第13条(3)…会計、議事録、その他組合に関する書類を閲覧する組合員の権利】

やはり組合員の労働条件・環境改善より異なる意見を持つ者の言論封殺が優先か？

JR東日本では、「変革2027」を掲げ、矢継ぎ早に施策が提案されている。組合は、「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」や「賃金制度の改正」、そして夏季手当の要求・交渉と組合員の生活に直結する事案が目白押しのこの時期において、内部紛争に拍車をかけるこれらの動向は、組合員不在の運動を繰り返していた1年前の旧体制と性質はなんら変わっていない。前委員長らに責任を押し付けて執行部を一新したかに見せても、こんな状況では、脱退した組合員の気持ちは戻るはずもない。

驚くべき青年部の主張と、ご家族まで巻き込む内部紛争は泥沼化

われわれが関知するところではないが、今回の中央執行委員会の決定に対し、制裁申請をかけられた東京地本（親組織）を飛び越え、青年部が「速報」で中央本部に対し激しく物申す姿や、制裁対象役員のご家族からの中央本部に対する抗議書面をSNSにアップするといった異常事態からは、JR東労組内部紛争の泥沼化に一層拍車がかかり、組織が壊滅にむかった歩みを進めていることが見て取れるのではないだろうか。